

滋賀県環境学習推進計画<改定版>(素案)に対して提出された 意見・情報とそれに対する滋賀県の考え方

平成 20 年 1 月 25 日(金)から平成 20 年 2 月 25 日(月)までの 1 か月間、滋賀県
民政策コメント制度に関する要綱第 4 条の規定に基づき、「滋賀県環境学習推進計画<改
定版>(素案)について、意見・情報の募集を行った結果、12 人から 34 件の意見・情
報が提出されました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方を下記に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報は一部要約しています。また、改定
素案への直接的なご意見でないものについては、県の考え方を示していませんが、今後の
取り組みの参考とさせていただきます。

【県民政策コメント制度に基づき提出された意見・情報の概要】

計画全般に関する内容 10 件

第 4 章「環境学習の現状と課題」に関する内容 6 件

第 5 章「環境学習の展開方向」に関する内容 12 件

第 6 章「環境学習推進のための施策の展開」に関する内容 2 件

第 7 章「施策の効果的な実施のための推進体制」に関する内容 3 件

第 8 章「計画の管理」に関する内容 1 件

【県民政策コメントで提出された意見・情報等とそれに対する考え方】

番号	項	章	項目	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する考え方
環境学習推進計画全般に関するもの					
1				環境学習の大きな問題は「教育との分離」である。教育の中にどのように組み込んでいくかが重要で、環境サイドからではなく、教育サイドからのアプローチが必要と考える。この計画が教育委員会との共通指針となるよう検討願いたい。	素案作成に当たっては、県教育委員会および県内小学校からの委員を含む「滋賀県環境学習推進計画改定検討小委員会」において内容を検討いただきました。次世代を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要であり、県教育委員会における環境学習推進の指針として取り組みます。
2				環境学習の推進は、環境学習支援センターのみでは対応できない段階にあり、市町をはじめ、学校や図書館、博物館をも加えた「推進機構」のような枠組みが求められていると考えられる。	環境学習は、関係する主体が相互に連携・協働しながら取り組むことが重要と考えています。今後、地域の特色に応じた環境学習が積極的に展開されるためには、市町が中心になっていただくことが望ましいため、県は連携会議を開催するなど市町との連携を強化します。
3				環境学習において「家庭との分離」も大きな問題であり、「県民との協働」などという観点だけでは極めて弱いので、家庭における環境教育の基本的方針、取組の内容を明記すべく検討願いたい。	家庭における環境学習は重要であり、第5章「環境学習の展開方向」で、県民（個人）に期待される展開方向と家庭などでの取組の例を記載しています。
4				「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくりをめざす環境学習の推進」のためには、持続可能な滋賀社会ビジョンや滋賀県地球温暖化対策推進計画にもこの計画の方向性や施策を反映させるべきである。	持続可能な滋賀社会ビジョン(素案)および滋賀県地球温暖化対策推進計画は、いずれも「持続可能な社会づくり」を目指しており、素案の施策展開の方向と一致しています。また、それぞれの計画の中に環境学習の必要性を記載しています。
5				計画の中で「支援」という言葉がしきりに使われているが、厳しい県の財政状況のもとで、どのように財源を確保するのか。財源の確保を明確にし、実効性のある計画にしてほしい。	ご指摘のように、県は大変厳しい財政状況にあり、平成20年度から3年間新たな財政構造改革プログラムに取り組むこととしています。このプログラムの中で環境学習に関連する事業費についても必要額を確保しています。平成20年度においては、91件、約1,240千円の環境学習関連事業の実施を予定しています。
6				計画の実行に際しては知識より体験を重視していただきたい。	第3章の基本理念の(4)で「体験の重要性の認識」を基本理念としてあげており、計画の推進にあたっては体験を重視して取り組みます。
7				我が国の現状を見ると、学校教育の枠組みを超えた重要な問題が忘れられている（意識的に無視されている）と思う。それは、次の2点である。 「いのち」の大切さをどのように子どもたちに伝えるか 「連帯・連携」の大切さをどのように子どもたちに伝えるか	ご指摘の2点については、学校教育だけでなく社会全体で取り組まなければならない重要な課題でありますので、素案においても、第5章における県民（個人）やNPO・地域団体等に期待される展開方向などに関連事項を記載しています。

8				<p>街のいたるところに煙草の吸殻、空き缶、コンビニのレジ袋が目立つ。この対策を滋賀県では本当に取り組んでいるのか。琵琶湖を美しくする運動を年1回行っているが、これでは不十分と思う。</p> <p>企業、地域で最低毎月1回は「ポイ捨て禁止啓発・ごみ拾い運動」を実施するよう提案する。例えば、中・高等学校ではごみ拾いを2カ月に1回生徒全員に経験させ、ごみを捨てない倫理を教え込む必要がある。</p>	<p>現在滋賀県では「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」により、県内一斉の清掃活動として「ごみゼロの日」（5月30日）や「びわ湖の日」（7月1日）、「環境美化の日」（12月1日）を設定し、それぞれの日を中心に、年3回、県民のみなさん、事業所、学校、各種団体、県および市町などが一体となって、琵琶湖周辺をはじめ地域の環境美化活動等を行っています。</p> <p>また「淡海エコフオスター制度」と名付けて、月1回以上を目安に、地域のみなさん、事業者、学校等で道路や河川などの公共的な場所の定期的な清掃活動を行っていただき、その活動を県として支援しています。現在、497団体に取り組んでいただいています。さらに、県内全域に環境美化監視員を配置し、ポイ捨て防止の啓発活動や公開取締によって、空き缶やたばこの吸殻等のごみの散乱防止に努めています。今後も美しい「湖国滋賀」を守り育てるための地道な取り組みを粘り強く進めてまいります。</p>
9				<p>大自然の中で生かされているすべての生き物にとって、地球を守り、自然を大切にしていくことは当たり前のことである。その当たり前のことを忘れがちな今日、老若男女、国民、県民が一体となって環境の改善に取り組まなければならないと思う。</p>	<p>今日の環境問題の解決のためには、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことが必要であり、そのために持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくりをめざした環境学習の推進が重要であると考えています。</p>
10				<p>環境への取り組みが、一方的な活動にならないための相談ができる場所が常設でほしい。</p>	<p>滋賀県環境学習支援センターにおいて、必要に応じて関係機関と連携しながら、相談に対応いたします。</p>
第4章「環境学習の現状と課題」に関するもの					
11	10	4	-	<p>第4章「環境学習の現状と課題」は、第3章「計画のめざすもの」の前に位置付ける方がいい。また、第4章はタイトルと内容が合っていない。「環境そのもの」の課題が主体となっているので、「環境学習」の課題を明記されたい。</p>	<p>本県における環境学習の基本的な考え方は条例に定められていますので、それらをこの計画で基本理念、基本目標としてまず掲げました。その理念や目標に照らして現状や課題をとらえていますので、「現状と課題」は後に記述しました。</p>
12	10	4	-	<p>第4章「環境学習の現状と課題」において、課題ばかりが挙げられている。現状の良いところにも触れないと、学習させる側もする側も意欲を失うように感じる。</p>	<p>第4章は課題を中心に記載していますが、第2章の「滋賀県の動き」などで県民の先進的な環境美化活動への参加など、評価できるところを記載しています。なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、第4章の現状と課題の記述の一部を次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 体験学習に取り組む機会は増加してきていますが、今なお講演会やシンポジウム等が中心となったり、体験のみに終わりがちであるため、体験学習を日常生活での実践につなぐための取組を工夫する必要があります。</p> <p>【修正後】 講演会やシンポジウム等に加えて、体験学習に取り組む機会は増加してきており、これらの学習を日常生活での実践につなぐための取組を工夫する必要があります。</p>

13	10	4		改定に際して課題が十分に検討されていないのではないか。現行計画自体の課題を、県民との討論を通じて明確にすべきである。	計画改定に当たって、滋賀県環境審議会に計画改定の諮問をし、滋賀県環境審議会では小委員会を設置いただいて検討いただきました。審議会および小委員会は環境に係わる多方面の委員で構成されており、審議会には公募委員も参加いただいています。さらに、小委員会では、NPO・地域団体、事業者へのアンケートや市町担当者との意見交換会などの結果をもとに、幅広い観点から検討をいただきました。
14	10	4		改定に必要な課題を見出すため、県民の意見、アンケート結果などの意見情報も示すべきではないか。	策定後の計画と併せて、NPOや事業所へのアンケート結果など関連情報について、県のホームページで情報提供するようにいたします。
15	10	4		新たな課題に対応するため計画を見直し改定を行うとあるが、第4章の課題を見ると、現行計画の課題とほとんど変わらない。「新たな課題」とは何なのか、明確にされたい。	第4章においては、現行計画における課題を踏まえ、次のような事項について加筆修正しています。 ・地球環境問題に対する意識は高まってきたが、自分との関わりの認識が不十分であること ・防災・減災の視点と関連付けて環境学習を進めること ・体験を通じた環境学習が、日常生活の実践に生かされていないこと ・地球全体の環境に対する認識は高まってきたが、自分との関わりの認識が不十分であること
16	10	4		1番目の課題について、改定素案では、「環境への関心は高く環境学習にも取り組まれているが、実践へのつながりが不十分である」となっており、現行の計画では「環境への関心は高く環境学習にも取り組まれているが、行動につながっていない」となっている。「実践」と「行動」、この表現の違いは何か。	現計画策定時と比較して環境保全を行う人は増えているが、その広がりには不十分であると考えられるため、「行動につながっていない」を、より目的志向的な語感のある言葉である「実践」を使用して「実践へのつながりが不十分である」に修正しました。
第5章「環境学習の展開方向」に関するもの					
17	14	5	-	環境の学習や実践においては、良識を身につけることが大切だと思う。	あらゆる学習の基本は良識が身につくことだといっても過言ではなく、素案における基本目標である「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり」は、まさにこれからの時代において、人々の良識に係わることでありと考えています。
18	14	5	1	基本的な視点として次の視点について追加を検討願いたい。 「場づくり」の必要性 ---- 琵琶湖と山々をフィールドとした環境学習の場づくり 「大人からの環境学習」 ---- 生涯学習に入り込む視点、老人たちの力による環境学習の推進 「産業界からの環境学習」 ---- 産業界と連携した環境学習	第5章における「基本的な視点」は、個人の実践、次世代育成、まちづくりという3つの観点からまとめております。ご提案いただいた3点については大変重要な事項であります。これらは「基本的な視点」を展開する手法であると考えられ、これらは第6章3「各主体に期待される展開方向」において、主体毎の期待される展開方向や取組の例に記載しています。

19	14	5	1	<p>基本的な視点(3)の中で、「防災・減災の視点からの環境学習」が記載されているが、突発的な感じがする。環境学習と防災・減災がどのように結びつくのかについての説明が必要である。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、基本的な視点(3)を次のように修正します。</p> <p>【修正前】 自分たちの地域環境は自分たちでよくしていこうという環境自治の考え方のもとで、まちづくりを実現するために、地域を愛する心を育み、身近な自然環境、伝統的な生活文化、歴史などの特徴を生かして、多様な主体が協働して環境学習に取り組むことをめざします。 環境学習を進めるには市町の役割がきわめて重要であることから、県は市町との連携を図り、役割を分担しながら環境学習を展開します。 地震や洪水などの災害から自分の命を守るためには、水や地質などの身近な地域の環境を知ることが重要であるため、防災・減災の視点からも環境学習を進めていきます。</p> <p>【修正後】 自分たちの地域環境は自分たちでよくしていこうという環境自治の考え方のもとで、まちづくりを実現するために、地域を愛する心を育み、身近な自然環境、伝統的な生活文化、歴史などの特徴を生かして、多様な主体が協働して環境学習に取り組むことをめざします。 安心・安全なまちづくりのため、地震や洪水などの災害から自分の命を守るために水や地質などの身近な地域の環境や地名等が表す地域の地理的状況などを知ることが重要であり、防災・減災の視点からも環境学習を進めていきます。 地域の特色を生かした環境学習を進めるには市町の役割がきわめて重要であることから、県は市町との連携を図り、役割を分担しながら環境学習を展開します。</p>
20	14	5	1	<p>改定版の基本的な視点には、現行計画と比べていくつかの重要な視点が加わっているが、全体の中に紛れ込んで見えなくなっている。付け加えられた新視点は抜き出して記載するなど目立つようにするべきである。</p>	<p>現行計画における「基本的な視点」は、個人の実践、次世代育成、まちづくりという3つの観点からまとめており、改定素案においても新たな項目は起こさず、この3つの視点のなかでまとめました。</p>
21	15	5	2	<p>取組の流れについて、「段階的な取組」の設定について疑問を感じる。「関心」、「学び」、「理解」、「行動」などは段階的ではなく、並列的かつ重層的に進むのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、個人の学びにおいては、「関心」、「学び」、「理解」、「行動」などは必ずしも単線的に進むものではありませんが、環境学習の実施主体の取組としては、「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり」という基本目標に向けて、段階的な取組の支援が望まれると考えています。</p>
22	15	5	2	<p>現行計画の取組の流れにある「取組の継続と段階的な充実・向上」の図示は重要と思うが、これを削除する理由は何か。</p>	<p>当該図は、基本的な取組の流れに記載したことを図式化したもので、内容的に重複しているため削除しました。</p>
23	16	5	3	<p>環境学習の展開方向が主体ごとにまとめられている点はよいが、それぞれの内容は広範囲で漠然とした印象を受ける。そこで例えば、既存の(県内外含めて)環境学習プログラムの中で良い効果を出しているものや、モデル的な事例の具体的な紹介があったほうが、個人との関連性、実施へのイメージがつかみやすくなるのではないかと思う。</p>	<p>改定素案では、各主体が進める取組の例として、できる限り幅広いメニューを示しています。なお、モデルになる環境学習プログラムや環境学習講座などは、滋賀県環境学習支援センターの環境学習ウェブサイト「エコロシーガ」で紹介しています。</p>

24	16	5	3	計画を行動へ導くために、主体ごとに数値目標を掲げ、段階的にすすめていく推進目標を示すとよいと思う。	改定素案全体の目標に向けての数値目標は、現実的には設定しにくいと考えていますが、県の施策のいくつかについては、数値目標の設定を検討しています。
25	17	5	3(1)	家庭における取組の例において、国および滋賀県循環社会推進課等は「3R」を推進しているが、「4R」の推進を謳っていくのか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、家庭での取組の例の該当箇所を次のとおり修正します。 【修正前】 ごみの処理について考え、Refuse（抑制・断る）・Reduce（削減）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化）の4Rの行動につなげる学習 【修正後】 ごみの処理について考え、Reduce（削減）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化）の3Rの行動につなげる学習
26	19	5	3(3)	学校等で期待される展開方向「地域素材を活かした学校での環境学習をより一層推進するために、地域と学校をつなぎ、環境学習をコーディネートするしくみづくりをめざします。」については、学校で取り組むことは困難ではないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、学校等で期待される展開方法の該当箇所を次のとおり修正します。 【修正前】 地域素材を活かした学校での環境学習をより一層推進するために、地域と学校をつなぎ、環境学習をコーディネートするしくみづくりをめざします。 【修正後】 地域と学校をつなぎ、地域素材を生かした環境学習をコーディネートするしくみを活用した環境学習に取り組めます。
27	21	5	3(4)	事業者の取組の例に「環境マネジメントシステムの構築」や「エコデザインの重視」等が謳われており、学習機会を作るためには必要なものだと感じるが、それらを学習につなげていくような追加記載が必要ではないか。	事業者に期待される展開方向の一項目に、「産業や事業活動の経営理念等に環境に配慮した行動について盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を推進するとともに、雇用者等に対する環境学習を計画的、体系的に実施します。」と記載しています。
28	21	5	3(4)	事業所の支援による環境学習や環境保全活動は重要である一方、企業イメージが付きすぎて活動しづらいこともあるかと思うので、例えば、県が基金などを設けて一定期間安定した活動支援ができるようにするといいのではないか。	地域において環境学習や環境保全活動が継続的に実施されることは重要であり、ご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
第6章「環境学習推進のための施策の展開」に関するもの					
29	24	6	-	体系上の大きな柱として、「地域づくり」が抜けているのではないか。前章でも「地域づくり」が基本的な視点として掲げられている。地域(市町や自治会)における環境学習に対する姿勢の醸成、自治会での取組の推進、近所やお年寄りからの教えの維持など。	第6章では県の施策の展開を記載していますが、県の施策は広域的・専門的な環境学習の展開を中心としていることから、環境学習の推進による「地域づくり」については取り上げていません。県よりも地域に密着した市町、NPO、地域団体などがその役割を担うものと考えています。
30	25	6	2	「プログラムの整備および活用」において「プログラム」が何かということが分かりにくい。コンピューターの「プログラム」と思われる可能性がある。	ご指摘の趣旨を踏まえ、計画中の「プログラム」は「環境学習プログラム」に統一します。
第7章「施策の効果的な実施のための推進体制」に関するもの					
31	28	7	1	環境学習支援センターは開設後3年経過したと聞かすが、より機能を向上させる、もしくはその機能を見直すことはできないか。例えば、市町との連携の核になるなど。	環境学習支援センターの機能の充実は重要なポイントの一つであると考えています。市町との連携は、ご提案のとおり環境学習支援センターが中心となって進めていきたいと考えています。

32	29	7	3(2)	県と市町との連携において、県は「果たすべき役割」としているのに対し、市町は「果たすことが望まれる役割」となっており、市町の役割の記載方法が弱いのではないか。	素案の作成主体であるか否かの区分により、県は「果たすべき役割」、市町は「果たすことが望まれる役割」としました。
33	30	7	4	「県の率先行動」について、環境マネジメントなどに率先して取り組むというのではなく、環境学習自体に何か率先して取り組む要素はないのか。	県では、今年度から新規採用職員がグループで県内各地を訪問し、地域の暮らしぶりや地域の問題を直接地元の方々から伺う「近江地元学研修」を実施しています。今後とも、一事業所として、職員が体験を通じて自ら考え、環境に対する理解を深める環境学習に率先して取り組む機会の充実を図ります。
第8章「計画の管理」に関するもの					
34	31	8	-	計画の管理において、「絵に描いた餅」とならないよう何らかのプロジェクトの取組が必要ではないか。	計画の実施状況等を滋賀県環境審議会に報告し、意見を計画推進に反映させるなど、実効性のある計画となるよう努めます。また、市町との連携会議などで計画推進上重点となる施策（プロジェクト）を検討し、その具体化に向けて必要な取組、支援を行います。

【「役所ことば」改善の観点から、県政モニターの方々に意見を求め、その意見に基づき修正を行ったもの】

番号	項	意見	意見に対する考え方
1	[全体]	印のついている用語については、最後の部分で解説されているが、その旨を最初の部分で述べておいたほうがよい。	目次の最後に「本文中「 」印の語句については用語の解説があります。」と記載します。
2	[全体]	(用語の解説について) 最初に出てくる用語1箇所には印があるが、2回目以降に出てくるところにも 印を付けてもらおうと便利だと思う。	ご指摘のとおり「 」印を付けます。
3	3	(7行目)「140万人近い多くの人々」 よく分からない。	次のとおり修正します。 【修正前】 湖の周りに140万人近い多くの人々の暮らしがあり 【修正後】 湖の周りに約140万人の多くの人々の暮らしがあり
4	5	(「2. 国の動き」以下の文章の3行目の「その必要性」のところ) 「その」が「環境学習」を指しているのか、「自然教育・公害教育」を指しているのか不明確。	次のとおり修正します。 【修正前】 その必要性が各方面から指摘されるようになってきました。 【修正後】 環境学習の必要性が各方面から指摘されるようになってきました。
5	5	(「2. 国の動き」以下の文章の8行目の「位置付けられました」のところ) 何に位置付けられてのか不明確。	次のとおり修正します。 【修正前】 持続可能な社会の実現に向けた重要な政策手法の一つとして環境教育・環境学習が位置付けられました。 【修正後】 環境教育・環境学習が、持続可能な社会の実現に向けた重要な政策手法の一つとして位置付けられました。
6	8	(12行目)「有しており」 「有しています。」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。
7	8	(14行目)「映し出される」 「反映される」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。
8	11	(4行目)「多角的・多角的に」 「多角的に」ではないのか。	ご指摘のとおり修正します。
9	11	(7行目)「安全で安心ができる」 「安全で安心できる」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。
10	11	(13行目の「環境ホルモン」) 用語解説に記載すべき。	「環境ホルモン」について用語解説します。
11	12	(最終行)「視点を広げていく」 「視点を広げ深めていく」のほうがいいのでは。	ご指摘のとおり修正します。
12	14	((2)の枠内の文章の2行目)「恵沢」 「恵み」、 「継承していく」 「受け継いで」とすべき	ご指摘のとおり修正します。
13	16	(9行目)「ライフスタイルへの変革に結びつけ」 「ライフスタイルに結びつけ」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。
14	17	(6行目)「歴史的変遷の子や孫への」 「歴史的変遷について子や孫への」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。
15	19	(6行目)「自然とのふれあいなどにより」 「自然とふれあうことなどにより」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。

16	23	(11行目)「メディア等を活用による」「メディア等の活用による」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。
17	23	(下から6行目)「ごみやエネルギーなどの」「ゴミ減量や省エネルギーなど」とすべき。	ご指摘のとおり修正します。
18	23	(下から7行目)「ローカルアジェンダ」用語解説の「アジェンダ21」に説明があるが、単独の用語としては理解できない。	「ローカルアジェンダ」について用語解説します。
19	29	「淡海ネットワークセンター」「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」用語解説があったほうがよいのでは。	「淡海ネットワークセンター」および「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」について用語解説します。
20	35	(用語解説「音風景」のところ) 本文に該当がないので、削除すべき。	ご指摘のとおり削除します。